

別府市成年後見制度利用促進基本計画

令和4年度～令和8年度
(2022年度～2026年度)

別府市介護保険課・障害福祉課

もくじ

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 基本計画の位置づけ	1
3. 基本計画の期間	1
4. 計画策定のための取組状況	2
第2章 別府市の現状と課題	3
1. 人口等の状況（高齢者、障がい者）	3
2. 成年後見制度等の状況	7
3. ニーズ調査の結果	9
4. 課題分析	21
第3章 計画策定における基本理念と基本目標	22
1. 基本理念	22
2. 基本目標と施策の体系	22
第4章 今後の具体的な取り組み	23
（基本目標1）	
多様な主体による包括的・重層的な権利擁護支援体制の仕組みづくり	23
1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	23
2. 中核機関の整備・運営	26
3. 適切な制度利用促進のための関係各機関へ周知と連携	27
（基本目標2）	
みんなの力で支えあう地域後見の仕組みづくり	28
1. 成年後見制度の普及啓発	28
2. 市民後見人の養成、活動支援	28
3. 親族後見人への支援強化	28
4. 法人後見の確保・育成	28
（基本目標3）	
みんなが安心して成年後見制度を利用できる仕組みづくり	29
1. 相談・対応体制の充実	29
2. 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携	29
3. 任意後見・保佐・補助の利用促進	29
4. 市長申し立てと成年後見制度利用支援	29
第5章 評価について	30
1. 評価・点検について	30
○参考資料	33

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどの精神上の障害により、判断能力が十分でない人の権利を守り、財産管理や生活・療養に必要な手続きなどを支援して本人を保護するものです。本人が安心して地域で生活するうえで重要な手段の一つですが、十分に利用されているとは言えない現状があります。

こうした状況を鑑み、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」を施行しました。国の動向を踏まえ、別府市においても認知症高齢者や障がい者、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度利用の促進に関する施策を計画的に推進する必要があります。

2. 基本計画の位置づけ

成年後見制度の利用促進には、市町村の取組が不可欠であることから、同法律において、市町村の講ずる措置等が規定されており（第14条市町村の講ずる措置）、市町村は、国が定める成年後見制度の利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。

別府市では、関連計画である「別府市地域福祉計画」、「第8期老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「第4期別府市障がい者計画」等との整合を図るとともに、連携に努めます。

3. 基本計画の期間

計画期間は、令和4（2022）年度～令和8（2026）年度の5か年としています。

一方、今般、社会福祉法等の改正により、地域共生社会の実現のため包括的な支援体制の整備を目的とする重層的支援体制整備事業が創設されました。同事業と成年後見制度利用促進に係る取り組みは、地域の多様な主体が協働して地域課題に取り組む点で密接に関係しており、その連携した支援体制の構築が求められています。

しかし、別府市における重層的支援体制整備の方針は、令和5年度にスタートする予定の地域福祉計画の策定過程（令和3～4年度）の中で検討されるため、今回策定の成年後見制度利用促進基本計画と地域福祉計画との整合性を保つためには、成年後見制度利用促進基本計画を令和4年度に単独の計画（骨子）として暫定的にスタートさせ、関係部局と調整した上で、令和5年度にスタート予定である第2次地域福祉計画の中に盛り込んで一体的な運用を協議します。

(年度)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
国の成年後見 制度利用促進 基本計画	第1次(H29年度～R3年度)				第2次(R4年度～未定)				
別府市の成年 後見制度利用 促進基本計画					(R4年度～R8年度)				
別府市地域福 祉計画	第1次(H30年度～R2年度⇒R4年度)				第2次(R5年度～未定)				
別府市社会福 祉協議会 地 域福祉活動計 画	第2次(H30年度～R2年度⇒R4年度)				第3次(R5年度～未定)				
別府市老人福 祉計画・介護 保険事業計画	第7期(H30年度～R2年度)			第8期(R3年度～R5年度)		第9期(R6年度～R8年度)			
別府市障がい 者計画	第3期(H27年度～R2年度)			第4期(R3年度～R8年度)					
別府市障がい 福祉計画	第5期(H30年度～R2年度)			第6期(R3年度～R5年度)		第7期(R6年度～R8年度)			
障がい児福祉 計画	第1期(H30年度～R2年度)			第2期(R3年度～R5年度)		第3期(R6年度～R8年度)			

4. 計画策定のための取組状況

別府市では、令和3年4月に別府市成年後見制度の利用促進に関する条例と別府市成年後見制度利用促進審議会規則を施行し、同年度に医療又は福祉の関係者、司法関係者、学識経験者、市民で構成される別府市成年後見制度利用促進審議会を設置し、計画策定の議論を行いました。

また、令和3年10月には公募意見手続き（パブリックコメント）を実施し、幅広い意見を計画に反映させるよう努めました。

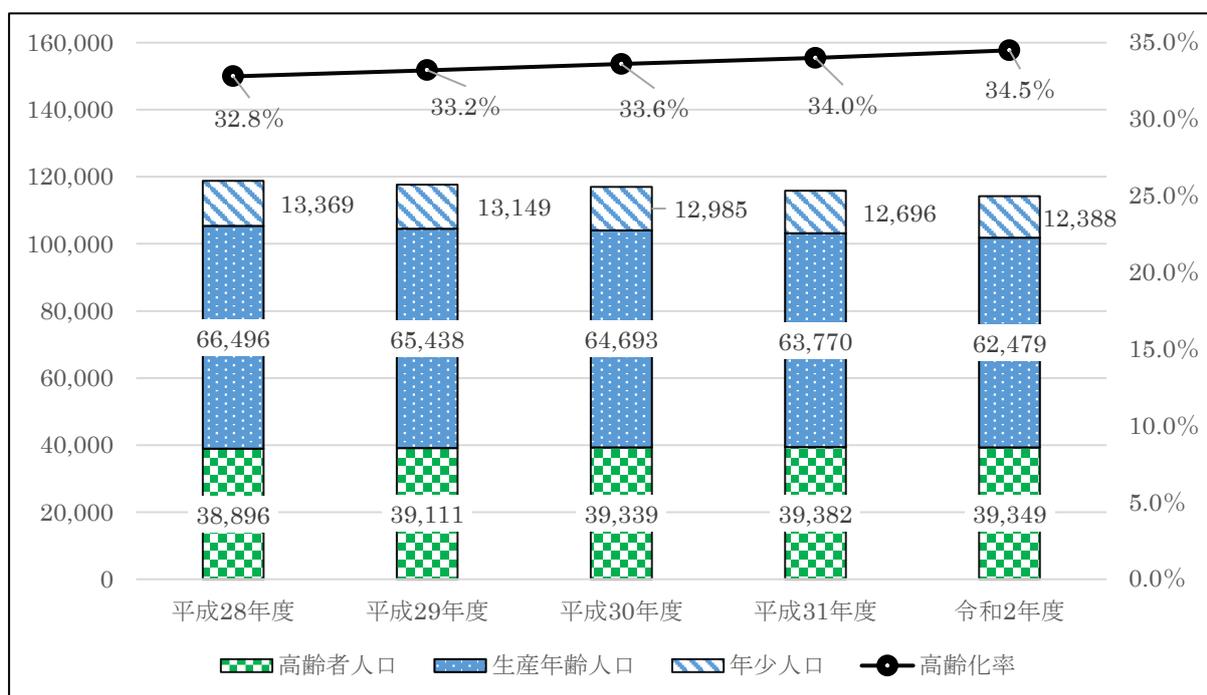
第2章 別府市の現状と課題

1. 人口等の状況（高齢者・障がい者）

（1）高齢者の現状

① 高齢者人口と高齢化率

別府市の人口は減少し続けており、65歳以上高齢者の人口は平成31年度をピークに今後は減少に転じるとされています。高齢化率は、高齢者人口よりも生産年齢人口の減少が大きいため、高齢化率は今後も上昇見込みとなっています。



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
人口 (人)	118,761	117,698	117,017	115,848	114,216
年少人口 (人)	13,369	13,149	12,985	12,696	12,388
生産年齢人口 (人)	66,496	65,438	64,693	63,770	62,479
高齢者人口 (人)	38,896	39,111	39,339	39,382	39,349
高齢化率 (%)	32.8	33.2	33.6	34.0	34.5

年少人口：14歳以下人口 生産年齢人口：15歳以上64歳以下人口 高齢者人口：65歳以上人口

〔出典〕別府市住民基本台帳（各年度末時点）

② 認知症高齢者数

介護認定を受けている方のうち、認知症高齢者の日常生活自立度が自立以外の方は、令和3年3月末時点は6,562人で高齢者の16.7%となっています。

(単位：人)

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
自立	909	720	627	504	460
I (何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。)	1,154	1,237	1,226	1,230	1,179
II (日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。)	2,347	2,550	2,807	2,919	3,191
II a (家庭外で上記IIの状態がみられる。)	854	963	1,052	1,071	1,140
II b (家庭内でも上記IIの状態がみられる。)	1,493	1,587	1,755	1,848	2,051
III (日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。)	1,471	1,542	1,504	1,555	1,592
III a (日中を中心として上記IIIの状態が見られる。)	1,165	1,203	1,194	1,235	1,240
III b (夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。)	306	339	310	320	352
IV (日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。)	432	432	458	478	477
M (著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。)	112	105	121	142	123
I～Mの合計	5,516	5,866	6,116	6,324	6,562
高齢者人口に対する割合	14.2%	15.0%	15.5%	16.1%	16.7%

[出典] 介護保険課調べ(各年度末時点)

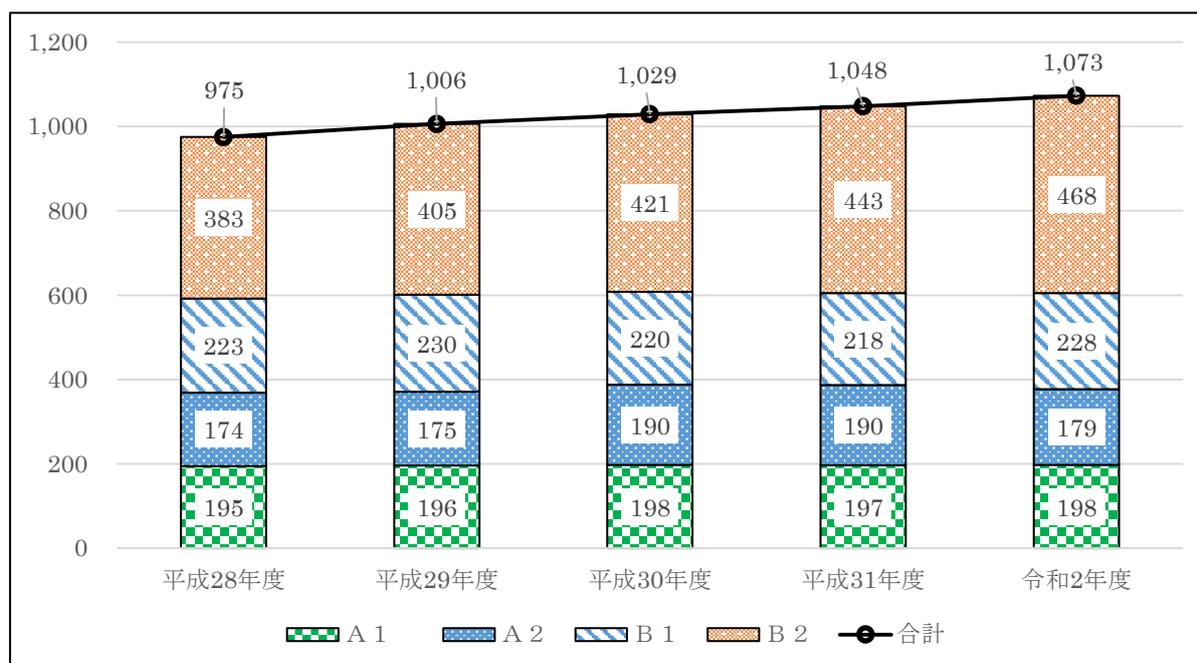
※上記の「認知症高齢者の日常生活自立度」は認定調査により把握したものであり、その合計数は介護保険事業報告の認定者数と必ずしも一致するものではない。

(2) 障がい者の現状

① 知的障がい者の状況

知的障がいのある人のうち、療育手帳を所持している人は令和3年3月末で1,073人となっており、年々増加しています。重度障がい者（A1,A2）の人は微増ですが、軽度障がい者（B2）の人は平成29年3月末から85名増加し、多くなっています。

療育手帳所持者数



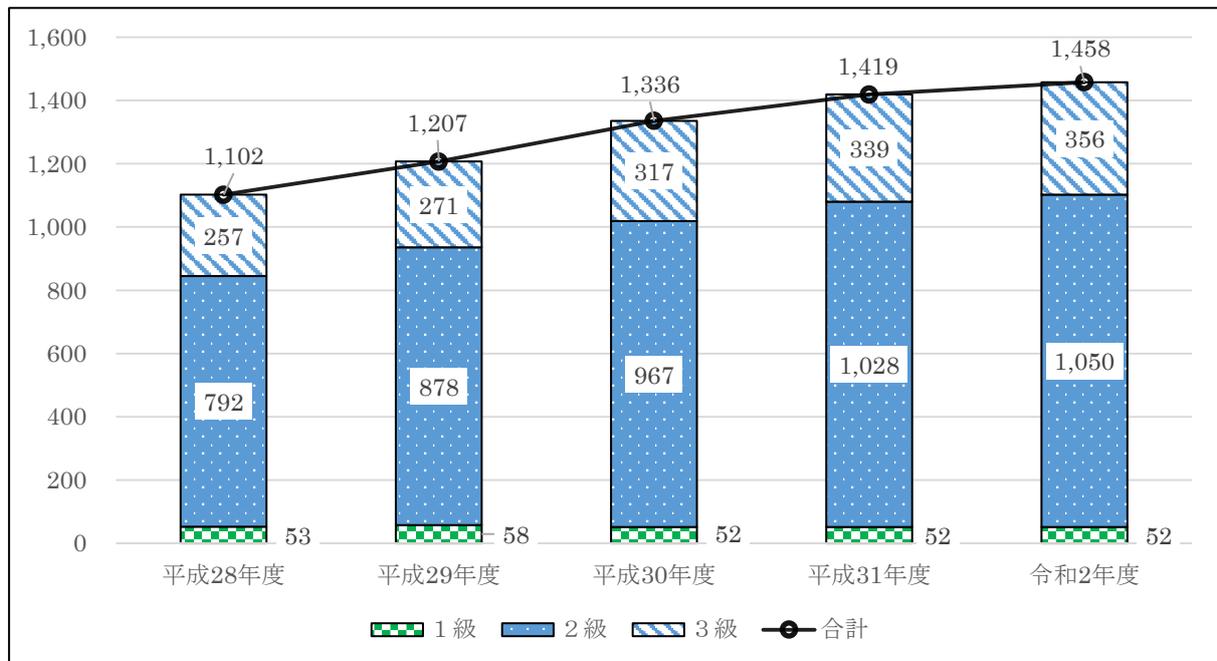
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
A1(最重度) (人)	195	196	198	197	198
A2(重度) (人)	174	175	190	190	179
B1(中度) (人)	223	230	220	218	228
B2(軽度) (人)	383	405	421	443	468
合計 (人)	975	1,006	1,029	1,048	1,073

〔出典〕 障害福祉課調べ（各年度末時点）

② 精神障がい者の状況

精神障がいのある人のうち、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は令和3年3月末で1,458人となっており、年々増加しています。等級別に見ると、1級の人は横ばいとなっていますが、平成29年3月末から2級の人は258人、3級の人は99人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数



	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
1 級 (人)	53	58	52	52	52
2 級 (人)	792	878	967	1,028	1,050
3 級 (人)	257	271	317	339	356
合計 (人)	1,102	1,207	1,336	1,419	1,458

〔出典〕 障害福祉課調べ（各年度末時点）

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準

1 級	精神障害の状態が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの (他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもの)
2 級	精神障害の状態が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの (必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度のもの)
3 級	精神障害の状態が、日常生活又は社会生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

2. 成年後見制度等の状況

(1) 成年後見制度利用状況

成年後見制度は、すでに判断能力が十分でない人に対して、申立てにより家庭裁判所が援助者を選任する「法定後見制度」と、将来判断能力が低下する場合に備えて、本人があらかじめ援助者や援助内容を決めておく「任意後見制度」があります。「法定後見制度」は本人の判断能力の程度によって、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

類型	後見	保佐	補助
対象	判断能力が全くない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人

各類型における利用者数は、令和3年3月末時点で法定後見が355人、任意後見が3人となっており、後見が最も多く、全体の84.1%となっています。平成30年度以降の利用者数はほぼ横ばいとなっています。

成年後見制度利用者数

		平成30年度	平成31年度	令和2年度
法定後見	(人)	348	353	355
後見	(人)	296	303	301
保佐	(人)	41	39	39
補助	(人)	11	11	15
任意後見	(人)	5	6	3

〔出典〕大分家庭裁判所資料より（各年度末時点）

(2) 成年後見制度市長申立状況

本市では「別府市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、成年後見制度を必要とする方への支援を行っています。申立ては、本人、配偶者または4親等内の親族がすることができますが、本人の能力や配偶者、親族の状況から申立てが困難であり、本人の福祉を図るために必要があると判断された時は市長が申立てを行います。

別府市長による成年後見制度利用申立てについては、平成31年度までは10人以内でしたが、令和2年度は17人となり増加しています。令和3年度も相談が増えていることから増加が見込まれています。

市長申立数

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
後見	(人)	4(1)	4	6	8(2)	9(2)
保佐	(人)	1	0	2	0	6(2)
補助	(人)	0	1	0	0	2
合計	(人)	5(1)	5	8	8(2)	17(4)

※ () は障がい事由とする申立て内数

〔出典〕介護保険課、障害福祉課調べ

(3) 日常生活自立支援事業（安心サポート）の利用状況

社会福祉協議会が、認知症高齢者、知的障がい者または精神障がい者等で判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

利用者数は、ここ数年増加してきており、令和2年12月から別府市成年後見支援センターを社会福祉協議会内に設置し、同協議会に運営委託されたことによりさらに増加しています。

日常生活自立支援事業利用者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
新規 (人)	0	3	17	22	35
解約 (人)	9	8	5	11	11
年度末時点 (人)	40	35	47	58	82

〔出典〕別府市社会福祉協議会より（各年度末時点）

(4) 市民後見人育成状況

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲が高い市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた第三者後見人等になることを希望して家庭裁判所から選任された後見人のことを言います。急速な社会の高齢化による専門職後見人の不足に対処するため、市民後見人の養成が必要となっています。

本市では令和元年度から市民後見人養成講座を開始しました。市民後見人の登録者は46人となっています。

市民後見人が選任されるためには、中核機関における支援体制の確立が必要であり、本市での選任はまだありません。

市民後見人養成講座修了者数と登録者数

	平成31年度	令和2年度	計
講座修了者 (人)	35	20	55
登録者 (人)	30	16	46

3. ニーズ調査の結果

調査の概要

(1) 調査の目的

別府市成年後見制度利用促進基本計画の策定に当たり、住民や事業所のご意見や現状など成年後見制度等のニーズを把握することを目的に調査を実施しました。

(2) 調査対象

①事業所向け

高齢者関係施設 179 件、障がい者関係施設 19 件、医療機関 21 件

※障がい者関係施設は相談支援事業所のみ

②一般市民向け

40 歳以上の一般市民（無作為抽出）630 人、民生委員 225 人

(3) 調査実施日

①令和 3 年 2 月 22 日～令和 3 年 3 月 8 日 基準日：令和 3 年 2 月 1 日

②令和 3 年 5 月 28 日～令和 3 年 6 月 14 日

(4) 調査方法

①メールまたは郵送による配布・回収

②郵送による配布・回収

(5) 調査回収結果

		配布数	回答数	回答率
① 事業所	高齢者関係施設	179	133	74.3%
	障がい者関係施設	19	19	100%
	医療機関	21	21	100%
② 一般市民		855	361	42.2%

調査結果

(1) 成年後見制度等の認知度

(2) 成年後見制度の利用ニーズについて

(3) 事業所の対応状況

(4) 市民後見人について

(5) 成年後見制度の課題（自由記述）

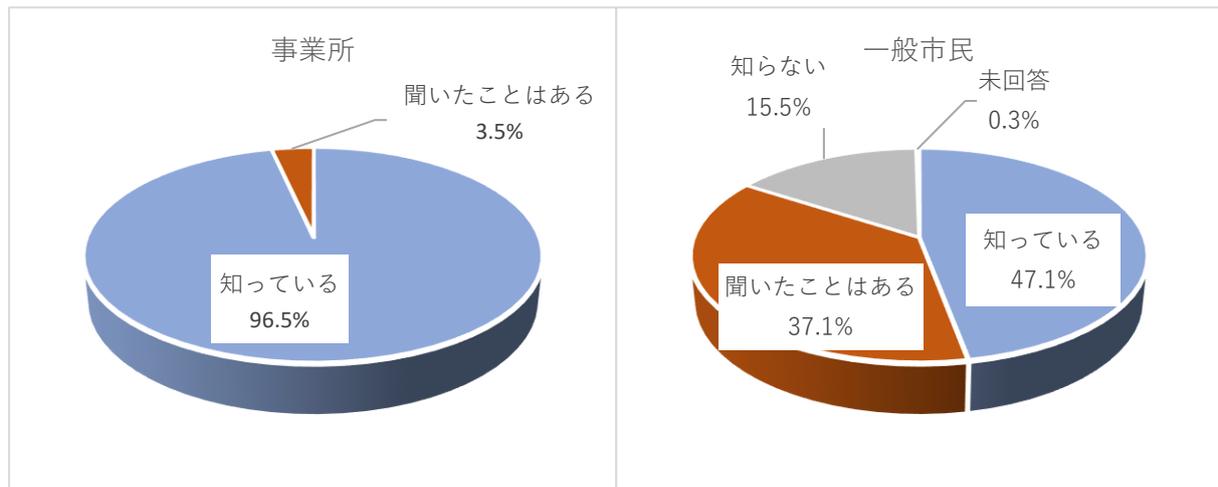
調査結果

(1) 成年後見制度等の認知度

①成年後見制度の認知状況

「成年後見制度を知っていますか」との問いに対し、「知っている」と答えた「事業所」は96.5%、「一般市民」は47.1%となっています。「聞いたことはある」と答えた方はそれぞれは3.5%、37.1%となっています。また、「知らない」と答えた「事業所」はなく、「一般市民」は15.5%となっています。

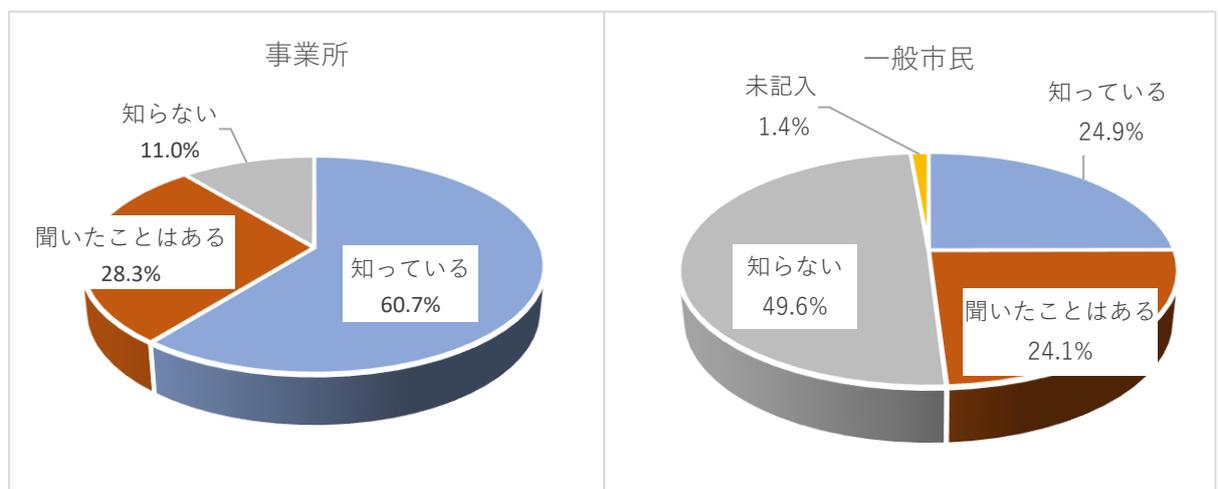
「事業所」は成年後見制度の周知率が高いのに対し、「一般市民」は半数以上が制度の内容を知らない状況となっており、認知度が低い状況です。



②別府市成年後見支援センターの認知状況

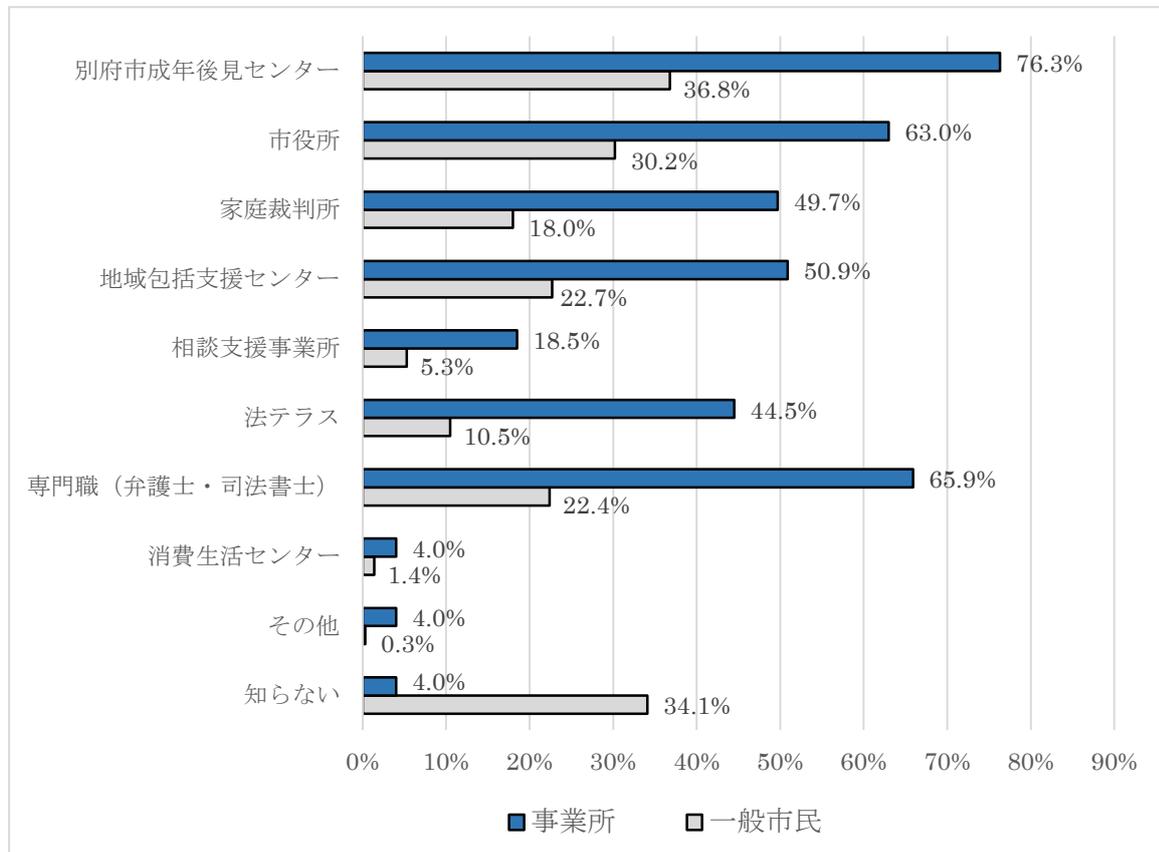
「別府市成年後見支援センターを知っていますか」との問いに対し、「知っている」と答えた「事業所」は60.7%、「一般市民」は24.9%となっています。「聞いたことはある」と答えた方はそれぞれ28.9%、24.1%となっています。また、「知らない」と答えた方は11.6%、49.6%となっています。

令和2年12月にセンターが開設されたところであり、認知度はまだ低い状況です。



③成年後見制度の相談窓口の認知度

相談窓口を「知らない」と答えた「事業所」は4.0%、「一般市民」は34.1%となっています。知っている窓口は、「事業所」は別府市成年後見センター、専門職（弁護士・司法書士）、市役所の順に多く、「一般市民」は別府市成年後見センター、市役所の順に多くなっています。



(2) 成年後見制度の利用ニーズについて

①将来の不安、利用希望、周囲の人の状況

一般市民には自分自身と周囲の人について、事業所には利用者について調査をしました。

一般市民の「将来において不安に思っていること」は「福祉サービス・入院等契約手続き」が20.8%と多く、次いで「相続の手続き」「死後事務」「不動産等の処分の手続き」について不安に思っている人が多い状況です。不安に思っていることのどの項目にもチェックしなかった人はいませんでした。自分自身の成年後見制度の利用希望については、「わからない」が56.8%と多く、「利用したい」人が20.8%いる一方、「利用したくない」人も同程度となっています。

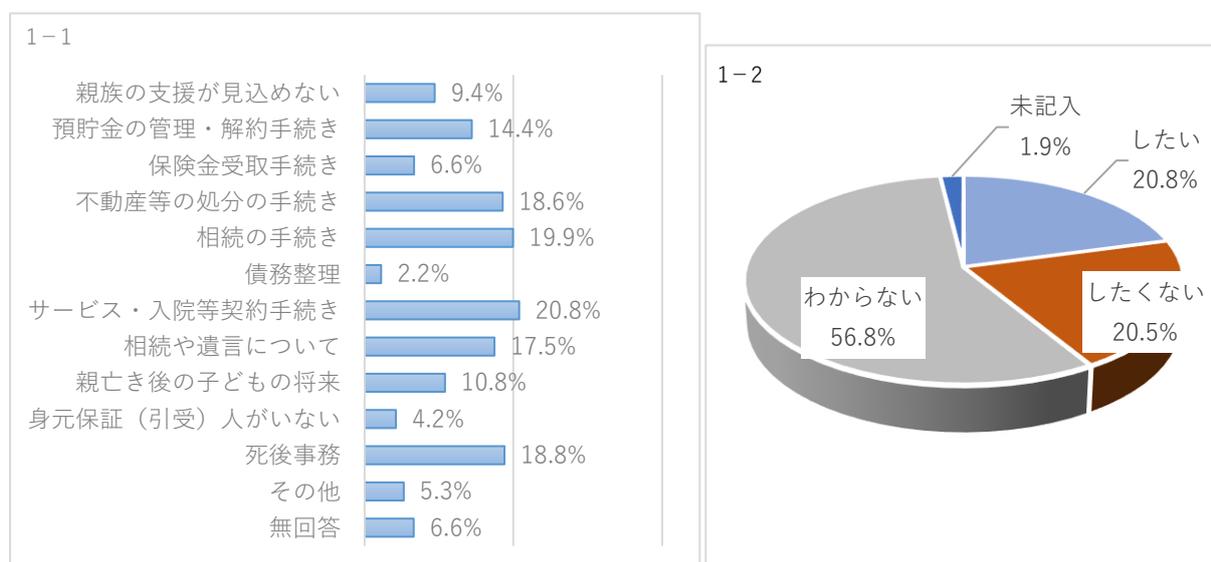
一般市民は「あなたの周りで今後成年後見制度の利用が必要と思われる方がいますか」との問いに対し、「いる」は22.4%、「いない」は75.6%となっています。「いる」と答えた人の必要な理由については、「親族の支援が見込めない」が58.0%と最も多くなっています。

事業所は「今後成年後見制度が必要と思われる方がいますか」との問いに対し、「いる」は67.6%、「いない」は30.6%となっています。必要な理由については、「親族の支援が見込めない」、「身元保証人がいない」、「貯金の管理・解約手続き」が多くなっています。

<一般市民>

1-1 「あなた自身の将来において不安に思っていることはありますか。」

1-2 「あなた自身が認知症などで判断が十分にできなくなったときに、成年後見制度を利用したいと思いませんか。」



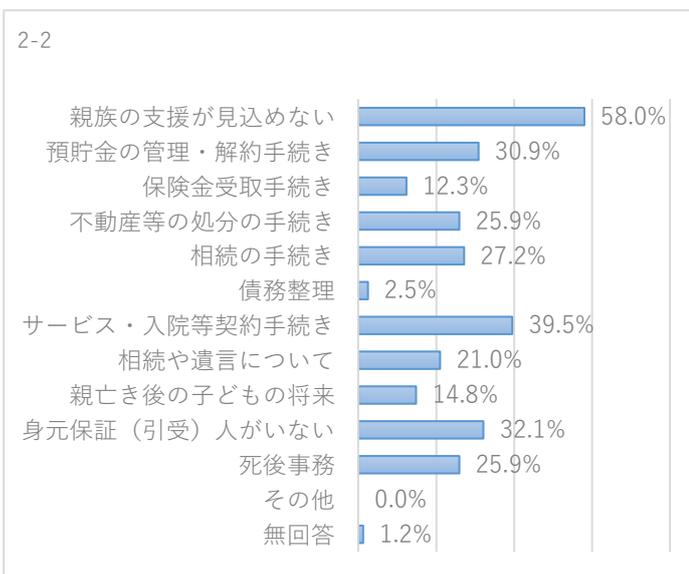
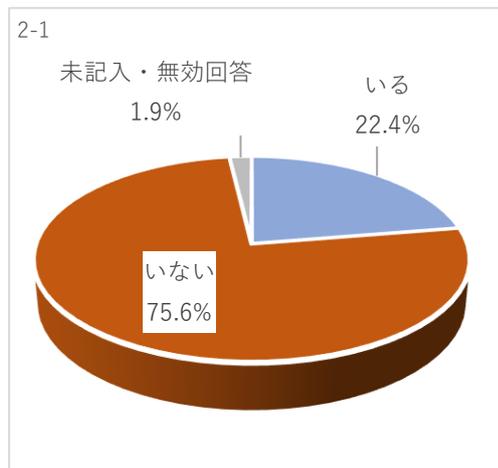
「その他」の主な内容

- ・全般的に不安がある。もしもの時は不安。
- ・将来のことは想像できない。色々な状況があると思う。
- ・(家族がいるので) 不安はない。今のところ心配していない。

<一般市民>

2-1 「あなたの周りに今後成年後見制度の利用が必要と思われる方はいますか」

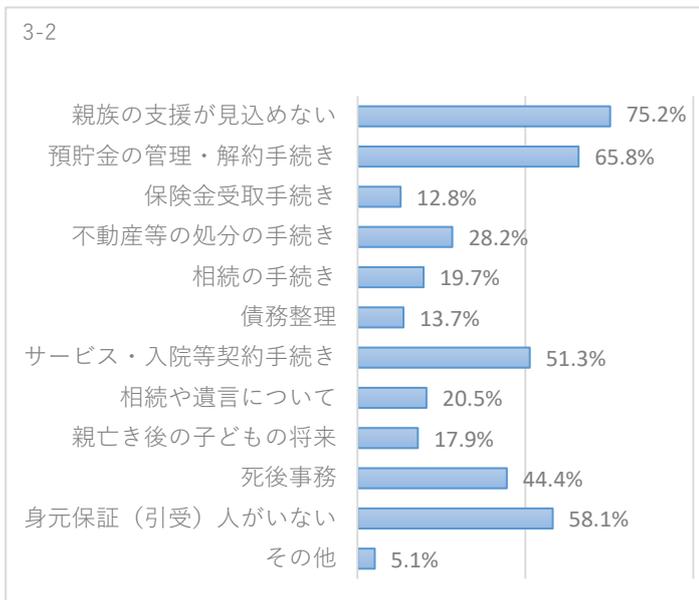
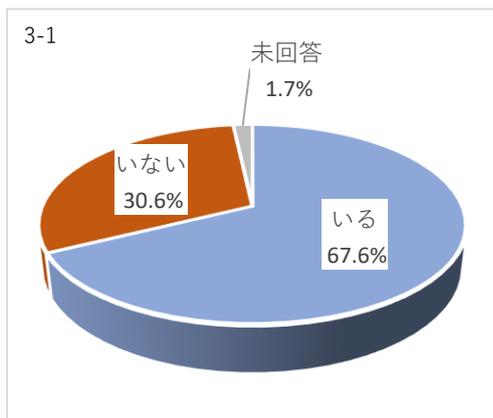
2-2 「なぜ必要と思われますか」



<事業所>

3-1 「今後成年後見制度が必要と思われる方はいますか」

3-2 「なぜ必要と思われますか」

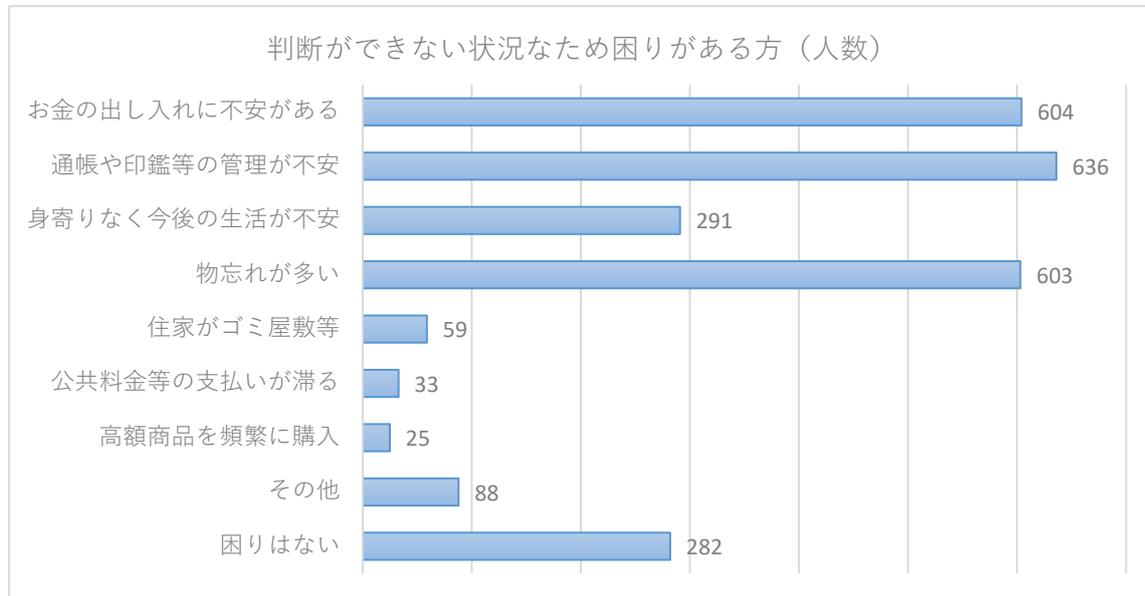


「その他」の主な内容

- ・現在は親族が支援しているが、その方も高齢の為。
- ・コロナにて県外在住の親族等が支援できない
- ・医療的判断（手術をするか否か等）、退居判断や他施設への転居判断。

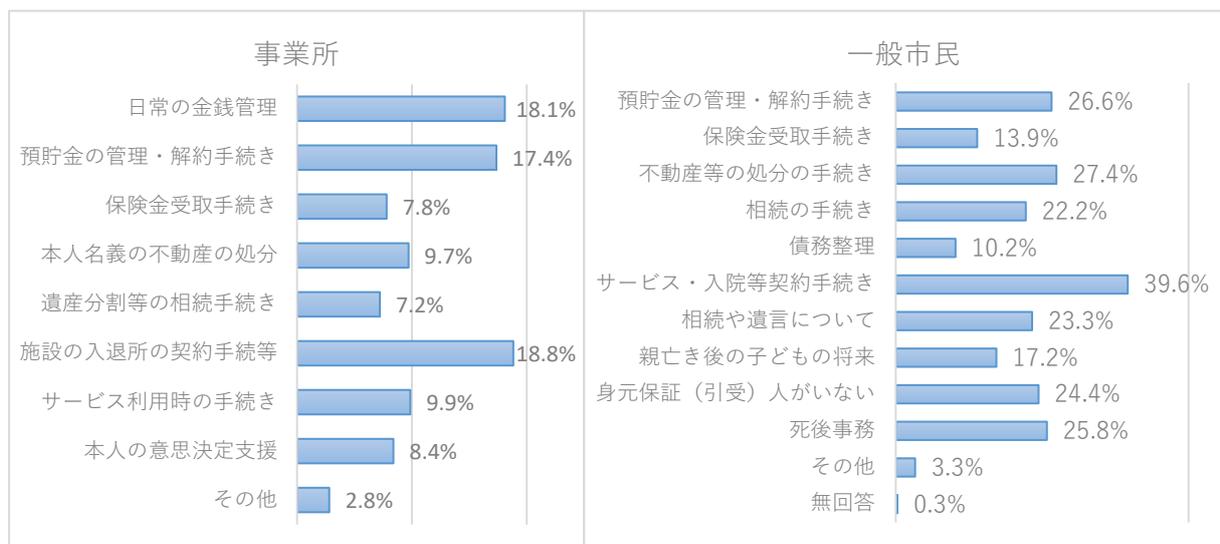
② サービス利用者の困り事

事業所に「貴施設又は関係機関の利用者の中で、判断が出来ない状況のため困りがあると思われる人数」について質問したところ、「通帳や印鑑等の管理が不安」とする人が 636 人と多く、「お金の出し入れに不安がある」「物忘れが多い」が 600 人を超え、多い状況となっております。



③ 成年後見制度に望むこと

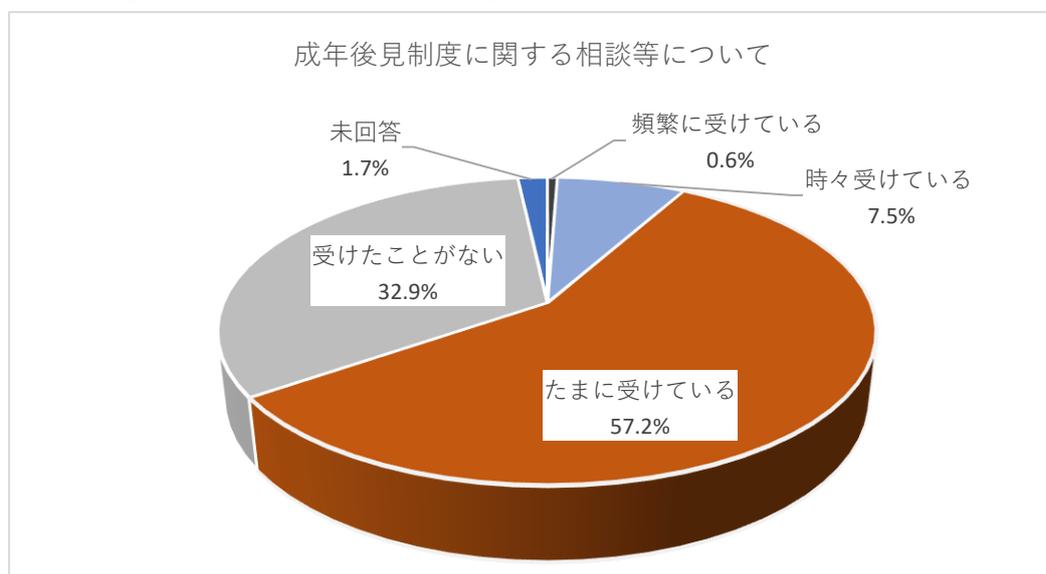
「事業所」は「施設の入退所の契約手続き」が 18.8%と多く、「日常の金銭管理」「預貯金の管理・解約手続き」の順に多くなっています。「一般市民」は「サービス・入院等契約手続き」が 39.6%と多く、「不動産等の処分の手続き」「預貯金の管理・解約手続き」の順に多くなっています。



(3) 事業所の対応状況

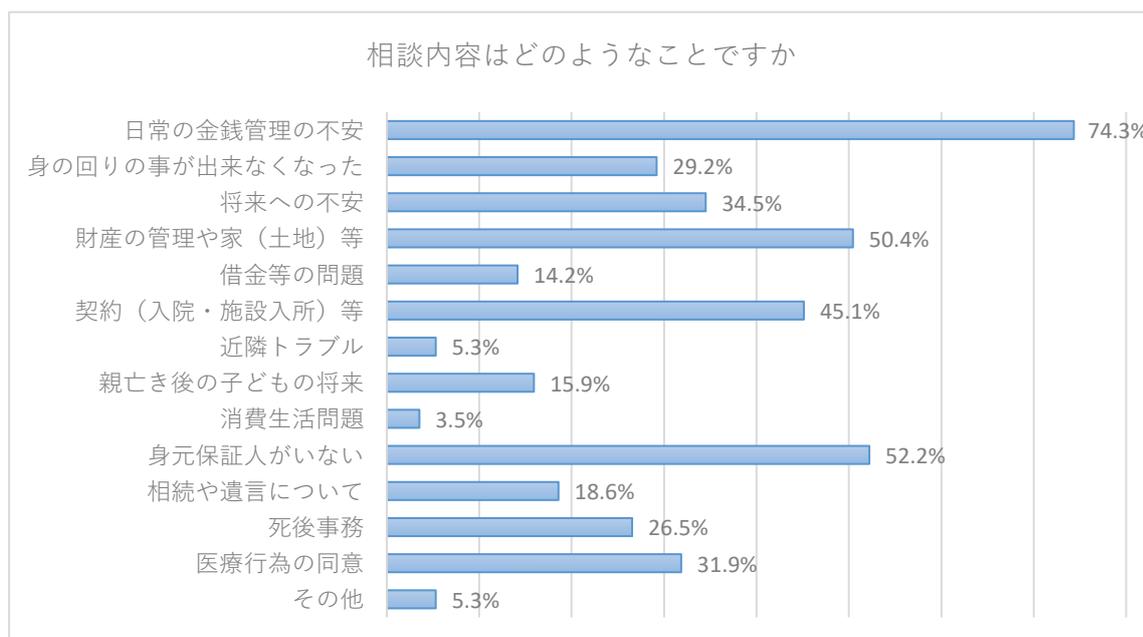
①事業所への相談状況

事業所の相談受付状況としては、「たまに受けている」が57.2%となっており、「受けたことがない」が32.9%となっています。



②相談の内容

相談を受けている事業所の相談内容は、「日常の金銭管理の不安」が74.3%と突出して多く、「財産の管理や家（土地）等の処分」「入院・入所の契約」「身元保証人がいない」ことの割合が高い状況です。「医療行為の同意」についても31.9%と相談が多くなっています。

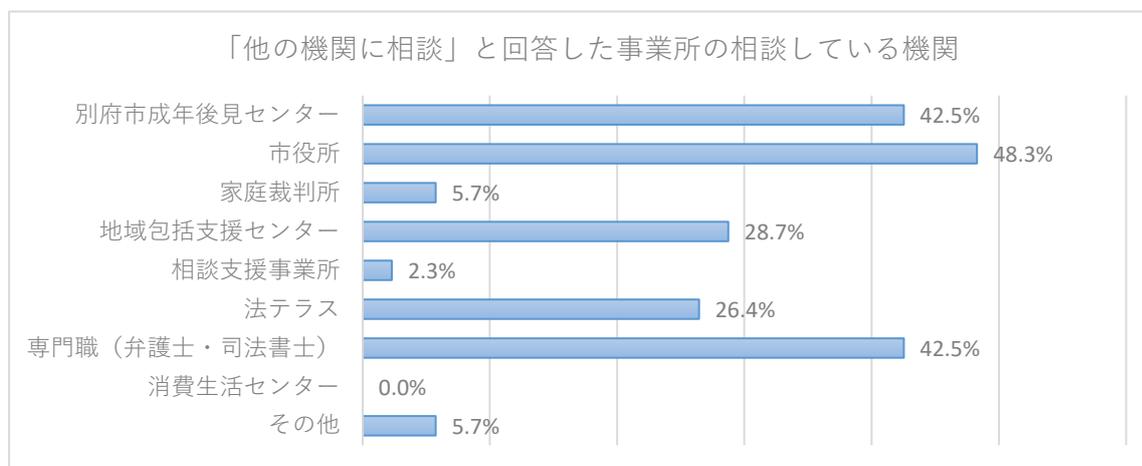
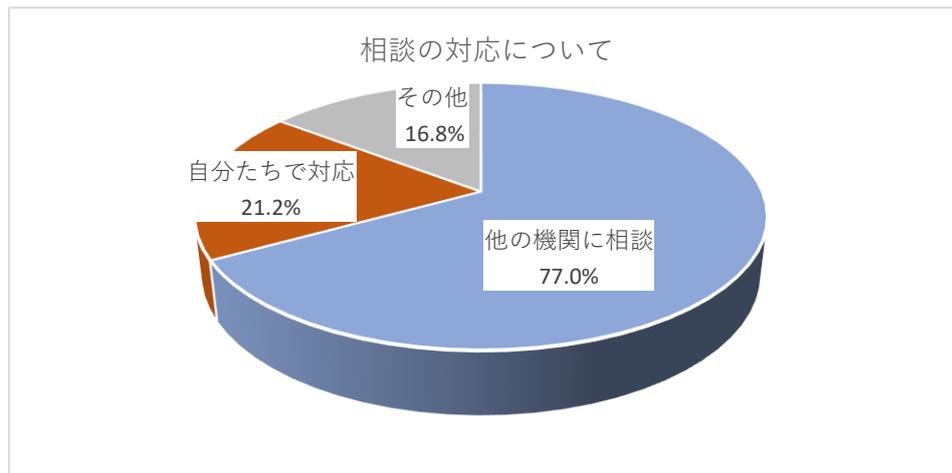


③相談の対応について

相談に対する対応は「他の機関に相談」が77.0%、「自分たちで対応」が21.2%、「その他」が16.8%となっています。

「他の機関に相談」している事業所の相談先は「市役所」が48.3%と一番多く、次いで「専門職」と「別府市成年後見センター」が42.5%となっています。

「自分たちで対応している」事業所は、本人やご家族への制度の説明や手続きの援助、状況に応じた提案をしています。

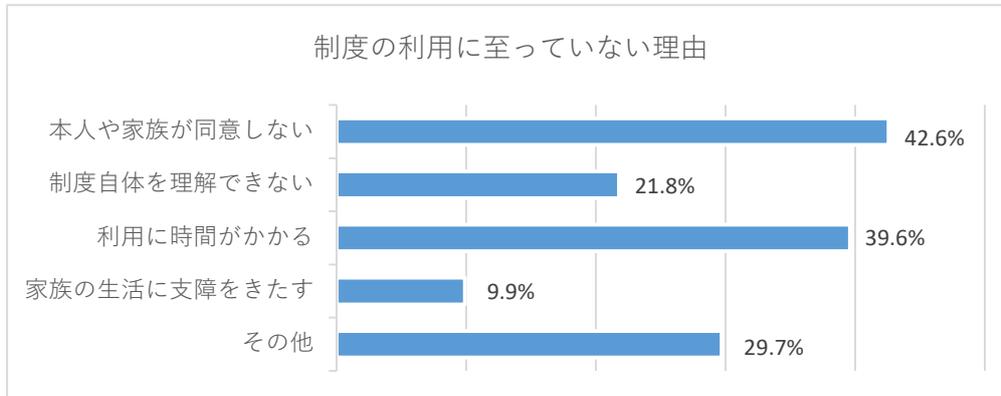


「自分たちで対応している」と答えた場合、どのようなことをしていますか。

- ・ 本人や家族へ制度の説明、手続きの準備のための援助を一緒に行う。
- ・ 司法書士の相談会などの情報提供、日常生活支援事業の提案
- ・ 専門職に連絡をとり、本人や家族との面談の機会を作っている。
- ・ 身寄りがいない場合は、市長申し立ての手続きをおこなう。

④制度利用に至らない理由

「相談があったが成年後見制度の利用に至らなかった理由」については、「本人や家族が同意しない」が42.6%、「利用に時間がかかる」が39.6%と多くなっています。「その他」としては、「金銭管理をしてきている人（施設）がいる」や「費用」について多く挙げられました。



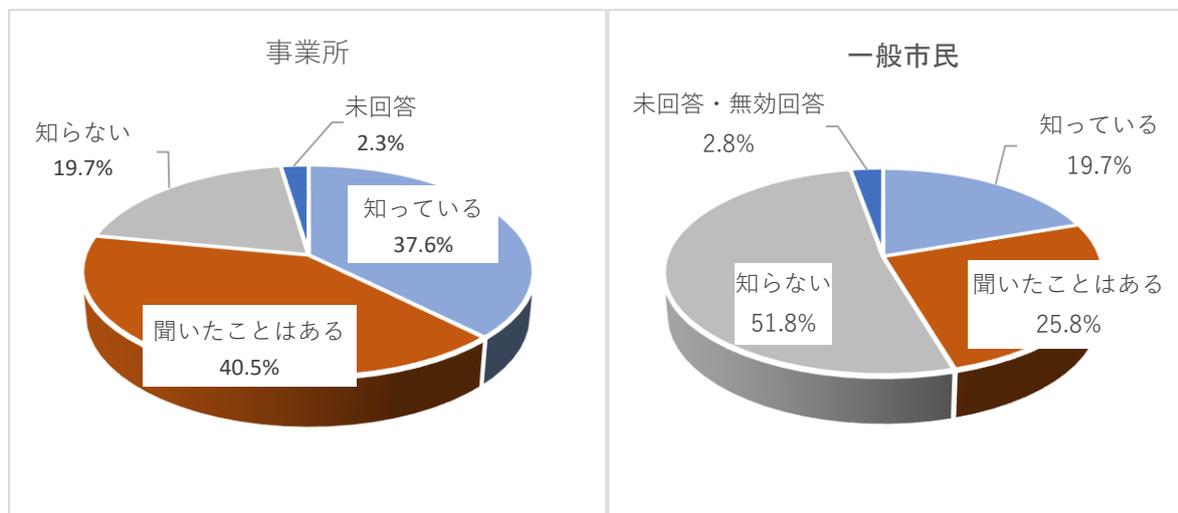
「その他」の主な内容

- ・施設入所に移行した人は、施設が金銭管理をしてくれるため申請に至らないことが多い。
- ・知人が金銭管理をしていますが、本人が納得しており、介入ができない。
- ・費用が捻出できない。

(4) 市民後見人について

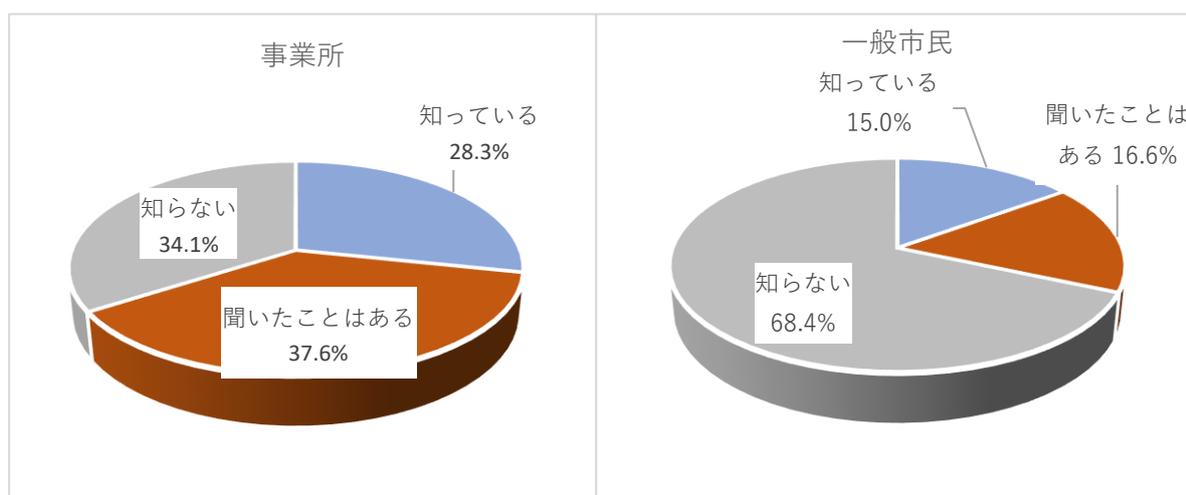
①市民後見人の認知度

「市民後見人について知っていますか」との問いに対し、「知っている」と答えた「事業所」は37.6%、「一般市民」は19.7%、「聞いたことはある」と答えた方はそれぞれ40.5%、25.8%、「知らない」と答えた方は19.7%、51.8%となっています。



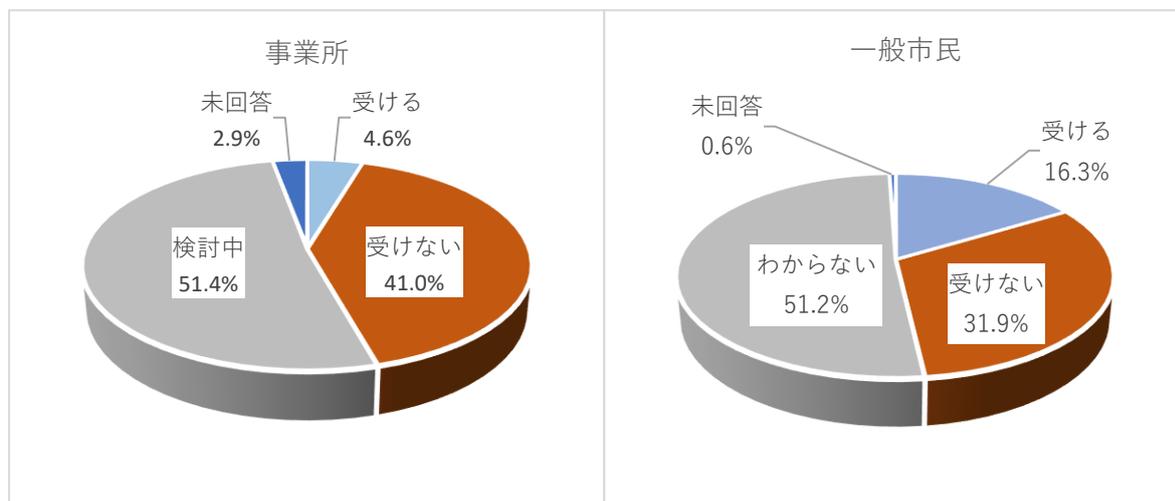
②市民後見人養成講座について

市民後見人養成講座は令和元年度から開始されていますが、「事業所」の34.1%、「一般市民」の68.4%が「知らない」と答えており十分知られていない状況です。



③市民後見人養成講座の受講について

市民後見人養成講座の受講については、「検討中」が「事業所」51.4%、「わからない」が「一般市民」51.2%と多く、「受けない」がそれぞれ41.0%、31.9%となっています。



④自由記載での市民後見人に関する内容

- ・市民後見人の負担、責任について
- ・親族でもない人が役割を果たせるのか心配。信用できるかわからない。
- ・意欲があれば後見人になることかできるのか。
- ・何名くらいが活動しているのか。

(5) 成年後見制度の課題（自由記述）

【周知・理解に関すること】

- ・制度を知らない市民が多い。
- ・必要となる前に制度や手続きについて知っておくことが必要
- ・講座や説明会など啓発活動に力を入れてほしい
- ・本人や家族が必要性を感しない。

【手続き等に関すること】

- ・申請手続きに時間がかかる。
- ・手続きが複雑

【費用に関すること】

- ・本人負担となる費用が高い
- ・後見人等の報酬について、金額がわからない。
- ・費用に関する情報を明確に表示してほしい。

【後見等開始後に関すること】

- ・夜間に連絡が取れない。遠方の後見人等でやり取りに時間がかかる。
- ・後見人によって対応に差がある。
- ・在宅の人の日常的な買い物の費用の管理に困っている。

【成年後見制度に関する不安】

- ・後見人等の選ばれ方がわからない。
- ・不正行為の報道を見たことがあり心配な面がある。信用できない。
- ・後見人の対応に疑問を持ったことがあり、不信感がある。

【相談に関すること】

- ・相談に行けない人の訪問による支援

【成年後見制度で対応できない課題】

- ・手術や入院、延命治療など医療行為にかかる同意
- ・受診時の付き添い
- ・意思決定支援については、病院、施設、相談員が理解して取り組んでいかなければならない

4. 課題分析

(1) 成年後見制度の周知と理解

今後の利用ニーズに対する事業所の回答結果や市長申し立て件数の推移などから見ても、本市における成年後見制度のニーズは高まっていると思われませんが、一般市民の認知度は低い結果となりました。また、制度の利用にあたっては、事業所は制度手続きの複雑さや費用、時間面によるハードルの高さや後見人の仕事内容が正確にわからない等の理由から、一般市民においては財産管理を他人に委ねる抵抗感や後見人への不信感がある等の理由から、利用に至っていない状況がありました。

今後、成年後見制度利用が必要な方に対し利用が円滑に進むためには、支援に関わる事業所等の協力は必須であり、制度の正しい知識と理解を深めるため継続的な情報提供や研修が重要です。一般市民に対しては制度そのものの周知・啓発が必要です。

(2) 相談窓口の周知

成年後見制度への認知度と同様に、相談窓口の認知も一般市民には低い状況にあります。今困り事がないと感じている方もいますが、いざという時や先々の不安を感じた時に気軽に相談できる地域の身近な専門機関等が必要です。

また、事業所については、成年後見制度が必要な方の支援について、困難性を伴うことが多いため、支援者が相談できる機関と専門機関と連携した相談体制が必要です。

(3) 人材確保・育成

今後、成年後見制度利用促進により成年後見人などの需要が高まることが見込まれる一方、専門職だけで需要に応えることは難しいと予想されています。市民後見人に期待する一方で、業務や責任に対する負担や信用性についての懸念もあります。相談体制の充実と合わせ、誰もが安心・信頼できる人材の確保・育成が求められます。

第3章 計画策定における基本理念と基本目標

1. 基本理念

本計画では、地域共生社会の実現に向けて、意思決定支援の理念が地域に浸透し、誰もが自分らしく安心して生活ができるよう、成年後見制度の利用促進を図るため、次のとおり基本理念を定めます。

【基本理念】

一人ひとりの意思と尊厳が尊重され、自分らしく過ごせるまち べっふ

2. 基本目標と施策の体系

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、その方向性を明らかにし、施策等を総合的に推進します。また、本計画で設定する基本目標を達成するため、11の施策を設定し重点的に取り組みます。

基本理念	基本目標	施策
一人ひとりの意思と尊厳が尊重され、自分らしく過ごせるまち べっふ	(1) 多様な主体による包括的・重層的な権利擁護支援体制の仕組みづくり	① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
		② 中核機関の整備・運営
		③ 適切な制度利用促進のための関係各機関へ周知と連携
	(2) みんなの力で支えあう地域後見の仕組みづくり	① 成年後見制度の普及啓発
		② 市民後見人の養成・活動支援
		③ 親族後見人への支援強化
		④ 法人後見の確保・育成
	(3) みんなが安心して成年後見制度を利用できる仕組みづくり	① 相談・対応体制の充実
		② 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携
		③ 任意後見・補助・保佐の利用促進
		④ 市長申し立てと成年後見制度利用支援

第4章 今後の具体的な取り組み

(基本目標1) 多様な主体による包括的・重層的な権利擁護支援体制の仕組みづくり

1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

判断能力が不十分な人を発見して早期の段階から相談対応を行い、本人の意思を尊重した権利擁護支援につなげるために、市民後見人等地域住民の参画を得ながら、法律・医療・福祉の専門職団体、相談支援機関、地域の関係団体と社会福祉協議会、市などが情報や知識を提供・共有し連携するネットワークを構築します。

また、地域共生社会実現のための包括的な支援体制や、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存の仕組み、地域福祉の推進などと有機的な連携を図ります。

(1) 地域連携ネットワークの役割

①権利擁護支援の必要な人の発見・支援

市、別府市成年後見支援センター、地域包括支援センター等が地域からの相談を受けることにより、権利擁護支援に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状況であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

②早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型などの選択肢を含め、成年後見制度の利用について、市民が身近な地域で相談できる体制を整備します。

③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、自分らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域支援体制を整備します。

(2) 地域連携ネットワークの基本的な仕組み

①本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守りの体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結びつける機能を強化します。

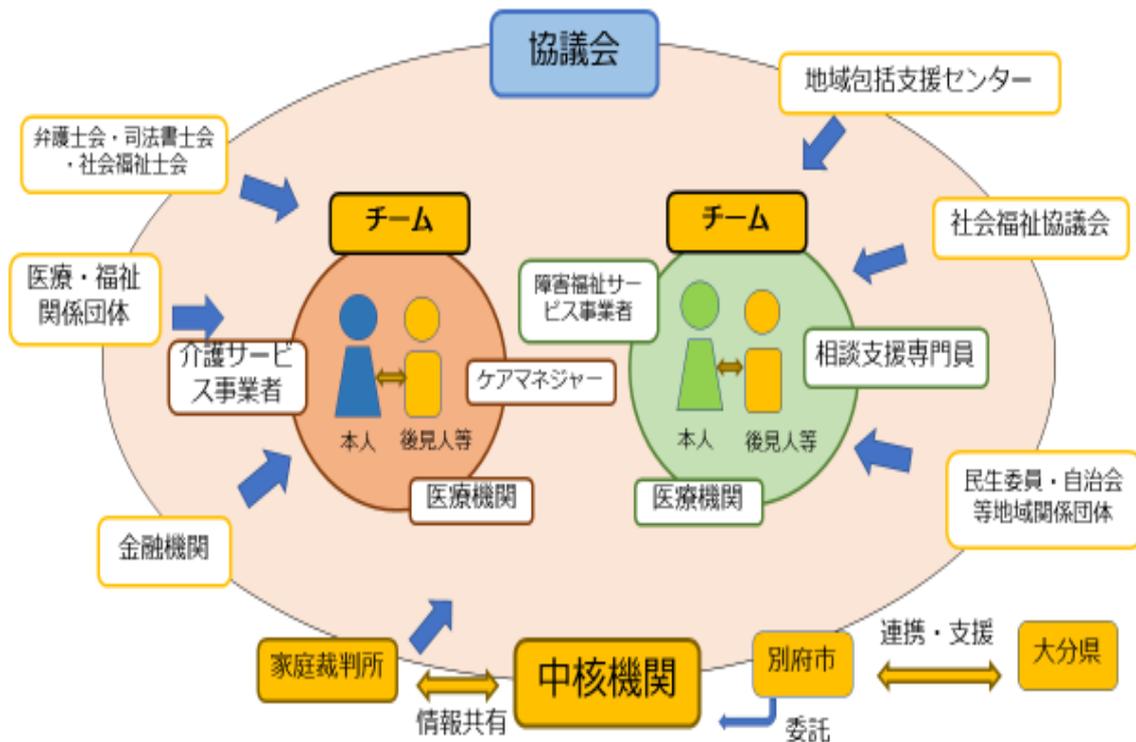
権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人等が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。

②地域における「協議会」等の体制づくり

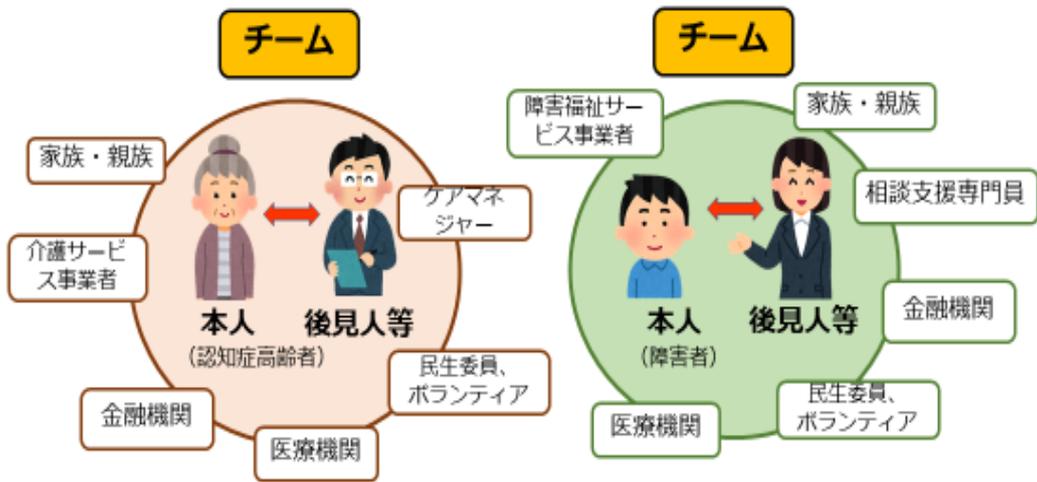
個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、法律・福祉の専門職団体や関係機関と連携し、チームを支援する体制を構築します。

このため、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施や多職種間での連携強化などの地域課題について検討・調整・解決を図ります。

地域連携ネットワークのイメージ



チームとは



本人に身近な親族・福祉・医療、地域の関係者と後見人がチームとなって
日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を把握し対応する仕組み

協議会とは



法律・福祉の専門職団体や司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が
 連携体制を強化するための合議体

2. 中核機関の整備・運営

地域連携ネットワークを整備し、適切に協議会等を運営していくために、その中核となる機関が必要になります。中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との調整・コーディネートをしていかねばならず、地域における連携や対応強化を推進する大きな役割を担います。

本市においては、令和2年12月社会福祉協議会に「別府市成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度を必要とするすべての人が制度の利用につながるよう、地域連携ネットワークの中核機関として位置づけました。今後も市と別府市成年後見支援センターと連携し、運営の促進に努めます。

(1) 中核機関の3つの機能

①司令塔機能

地域の権利擁護支援や成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計や、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。

②「協議会」等を運営する「事務局機能」

③進行管理機能

支援の方針や、本人にふさわしい制度の利用、またチームに対して支援の状況のモニタリングやバックアップを検討します。

(2) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う具体的機能

①広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉、医療、地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、声を挙げるができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースを具体的に周知啓発していくよう努めます。

②相談機能

成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。権利擁護に関する支援が必要な人について、成年後見制度の利用に関する相談支援（制度や手続きの説明、申し立ての支援など）や、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と必要な見守り体制に係る調整を行います。

③利用促進機能

成年後見制度の利用を必要とする方への受任者調整等の支援、担い手（市民後見人等）の育成・活動の促進及び日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行に取り組みます。

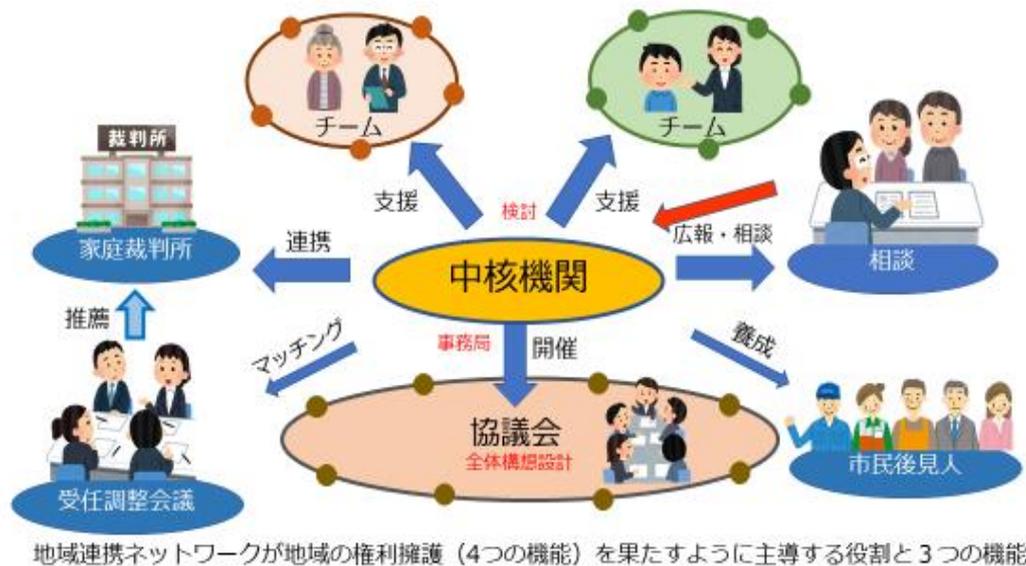
④後見人支援機能

親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要に応じてチームで支援する体制を整備します。また、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保

護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

※④が効果的に働いた際の副次的効果として、「不正防止効果」が期待できます。

中核機関とは



3. 適切な制度利用促進のための関係各機関へ周知と連携

権利擁護支援が必要な人へ適切な成年後見制度利用支援を促進するためには、日常的に高齢者や障がい者と接する機会の多い福祉・医療関係者の意識醸成が必要です。

また、制度利用にあたっては、利用者本人の意思決定支援を踏まえ、成年後見人等や各支援者それぞれの役割を互いに理解し、チームとして関わる必要があります。

そのために、福祉・医療の関係機関、市関係部署、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所、相談支援事業所の職員を対象に、成年後見制度や日常生活自立支援事業など、正しい理解を深めるための研修の実施や日々の相互の関わりから連携強化に努めます。

制度利用促進にかかる課題（入院や入所の身元保証等）など、協議会等により検討・調整・解決に努めます。

民生委員等、地域で支援が必要な人に関わる機会の多い方々には、制度説明の機会を設け、講演会などへの積極的な参加を促すなど周知に努めます。

(基本目標2) みんなの力で支えあう地域後見の仕組みづくり

1. 成年後見制度の普及啓発

市民に対し、制度の周知啓発が図られるよう、広報誌、パンフレット、ホームページ等での情報発信や市民向けの講演会の開催により、幅広く広報・啓発活動を行います。また、制度の適切な周知や普及に不可欠である保健・医療・介護・福祉サービスの専門職や事業所等に対し、必要とする市民に支援が行われるよう成年後見制度の研修を行うなど、啓発強化に努めます。

2. 市民後見人の養成、活動支援

成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれる一方で、専門職後見人の不足に対処するため、市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、人材育成に努めます。

本市では、平成31（2019）年度より市民養成講座を開催しており、令和2年度までに55名が修了し、その後はフォローアップ研修を受講し研鑽に努めています。日常生活支援事業の支援員として活動している方もおり、実践的な支援実務を積んでいます。

今後も市民後見人の育成と積極的な活用ができる体制の整備に努めます。

3. 親族後見人への支援強化

親族後見人に対し、相談対応を行うとともに、制度に対する情報提供や講演会、研修会等の案内などにより孤立や不安を解消し、安心して後見等業務に取り組むことができるように支援します。

親族後見人の制度理解が不十分なため、意図せず不正につながってしまうこと等がないよう、後見人を支援する体制整備に努め、後見活動を支援します。

4. 法人後見の確保・育成

法人後見活動は公共性や継続性が高く、長期にわたる利用者への支援が可能であり、関係機関との連携調整も図りやすい長所があります。とりわけ、社会福祉協議会は、身寄りのない方や低所得者の方等の成年後見等の担い手となっているほか、法人後見活動のもとで市民後見人養成講座修了者が支援員として活躍する場ともなっています。今後、複雑な事情を抱えた事例の法人後見受任ニーズの増加も予想される中で、社会福祉協議会を始め関係機関と連携し、市民が安心して成年後見制度を利用できるよう、法人後見実施団体の確保・機能充実について支援していきます。

(基本目標3) みんなが安心して成年後見制度を利用できる仕組みづくり

1. 相談・対応体制の充実

中核機関において、日常生活自立支援事業の利用から任意後見制度や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について早期の段階から相談できる体制整備に努めます。また、適切な権利擁護支援に結び付けるため、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等の既存の相談支援機関との連携強化を図ります。

2. 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携

社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業利用者の中には、認知機能の低下が進行するなどにより、成年後見制度への転換が望ましいケースが見込まれます。社会福祉協議会を始め関係機関が連携し、利用者の意思決定支援を行い、意思決定支援により得られる利用者の意思や状態の変化に応じて、保佐、補助類型の利用を含め、円滑に後見制度への移行が図られるよう実施体制の強化について支援していきます。

3. 任意後見・保佐・補助の利用促進

身寄りがいない高齢者や「親亡きあと」問題を抱える障がい者が増加する中で、本人の自由意思による選択可能な任意後見制度や、本人の意思決定を尊重した法定後見制度の保佐・補助類型の利用について、成年後見制度の理解を図っていくことも重要です。

このため、任意後見制度や法定後見制度の保佐・補助類型の周知を図り、本人の意思を反映しながら本人の生活実態に応じた成年後見制度の利用を進めるため、社会福祉協議会を含め適切な制度の担い手の育成と相談対応力の強化を図ります。

一方で、受任調整や移行型である任意後見制度利用者への適切な発効に対するフォロー等の課題については、関係機関と連携を図りながら検討していきます。

4. 市長申し立てと成年後見制度利用支援

本市では、成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援をおこないます。

本市において、市長申し立てに関する相談は令和元年度8件、令和2年度は17件と増加傾向にあり、別府市成年後見支援センター開設により、さらに増加が見込まれます。早急な対応が必要な事案も多く、市と別府市成年後見支援センターとの連携による体制整備が必要です。

第5章 評価について

1. 評価・点検について

別府市では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和3年4月に成年後見制度利用促進審議会を設置しました。

基本計画策定にあたり、議論を行ってきましたが、本計画策定後は目標の達成状況を下記評価指標に基づき定期的に点検・評価し、継続的な改善と発展を図ります。

(基本目標1) 多様な主体による包括的・重層的な権利擁護支援体制の仕組みづくり

評価項目	現在	数値目標等				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 事業所の成年後見制度認知度	96.5%	—	—	—	—	100%
② 事業所の成年後見支援センター認知度	60.7%	—	—	—	—	100%
③ 協議会の設置と開催回数	—	1回	1回	1回	1回	1回
④ 専門職向け研修会	開催回数	1回	1回	2回	2回	2回
	参加者数	70人	80人	100人	100人	140人

数値目標等設定の考え方

① 支援にかかわる事業所の制度理解は欠かせない状況であり、取り組みを実施し、成年後見制度と成年後見支援センターの認知度が100%となることを目標とします。
② 本人を中心として福祉や地域の関係者が連携して支援できるよう、連携体制を構築する協議会を年1回開催します。
③ 専門職向け研修会は、毎年実施し、介護支援専門員と相談支援専門員を中心とした研修の開催に加え、医療機関や入所施設の職員向けの研修の開催を見込んでいます。

(基本目標2) みんなの力で支え合う地域後見の仕組みづくり

評価項目	現在	数値目標等				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 一般市民の成年後見制度認知度	47.1%	—	—	—	—	80%
② 市民向け講演会 (講座等含む)	開催回数	5回	10回	10回	12回	14回
	参加者数	120人	160人	160人	180人	200人

評価項目		現在	数値目標等				
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
③ 市民後見人養成講座 (60 時間)	開催回数	1 回	—	1 回	—	1 回	—
	受講者数	20 人	—	20 人	—	20 人	—
	修了者数	20 人	—	20 人	—	20 人	—
④ ステップアップ研修(16 時間)	開催回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
	受講者数	35 人	46 人	46 人	50 人	50 人	55 人
⑤ 市民後見人登録者数		46 人	46 人	46 人	50 人	50 人	55 人
⑥ 市民後見人の選任件数		0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
⑦ 市民後見人の認知度	一般市民	19.7%	—	—	—	—	50%
	事業所	37.6%	—	—	—	—	80%
⑧ 親族後見人への相談支援件数		3 件	3 件	5 件	5 件	7 件	7 件
⑨ 法人後見の受任件数		5 件	8 件	11 件	14 件	17 件	20 件

数値目標等設定の考え方	
①	ニーズ調査において、成年後見制度を「聞いたことはある」と答えた 37.1%が「知っている」となることを目標としています。
②	70 人規模のセミナーを 1 回、10 人規模の定期講座を 2 か所で 2 回ずつ開催し、令和 8 年度には 3 か月に 1 回の開催を目標としています。 また、10 人規模の出前講座を 5 回と見込んでいます。
③	過去 3 か年の受講者の減少と市民後見人の活動状況から、隔年開催で養成していきま す。受講者を 20 人と見込み、全員の修了を目標としています。
④	登録を 2 年更新とし、前年度の養成講座受講者の半数が登録し、更新しない人が 1~2 ⑤ 割と見込んでいます。ステップアップ研修は全員受講を目標としています。
⑥	成年後見支援センターの後方支援体制を構築し、令和 5 年度から選任されることを目標 としています。
⑦	一般市民の中には民生委員の方が含まれているため 50%を目標とし、事業所はニーズ ⑦ 調査で「聞いたことはある」と答えた 40.5%が「知っている」となることを目標としてい ます。
⑧	現在の相談状況を踏まえ、これからの取り組みにより相談件数は増加していくことを見 ⑧ 込んでいます。
⑨	受任件数は増加を見込んでおり、近隣市町村の状況から令和 8 年度には 20 件になるこ ⑨ とを目標としています。

(基本目標3) みんなが安心して成年後見制度を利用できる仕組みづくり

評価項目	現在	数値目標等					
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
① 一般市民の相談窓口の認知度 (知らないと答えた割合)	34.1%	—	—	—	—	20%	
② 成年後見相談件数	センター	200件	220件	240件	260件	280件	300件
	市窓口	34件	40件	50件	50件	50件	50件
③ 成年後見支援センターの 申し立て支援件数	13件	13件	13件	14件	14件	15件	
④ 市長申し立て件数	17件	17件	17件	18件	18件	19件	
⑤ 報酬支援件数	5件	5件	5件	6件	6件	7件	
⑥ 申し立て費用の補助件数	0件	1件	1件	1件	1件	1件	
⑦ 制度利用に至らない理由の 「時間がかかる」の割合減	39.6%	—	—	—	—	20%	
⑧ 成年後見制度利用の満足度	—	項目検討	調査実施				

数値目標等設定の考え方	
①	一般市民の成年後見制度認知度の目標を80%としているため、「知らない」割合が20%となることを目標としています。
②	相談件数は、取り組みの実施により増加することを見込んでいます。成年後見支援センターが認知されることにより市窓口での相談件数は50件程度で横ばいになると見込んでいます。
③	現在の状況から成年後見支援センターでは月1件程度の支援、市長申し立て件数は微増
④	することを見込んでいます。
⑤	現在の状況から周知により微増することを見込んでいます。
⑥	申請が0件の年度がほとんどであり、周知により年1件を見込んでいます。
⑦	制度の理解促進や市長申し立ての事務運用を見直し、制度利用に至らない理由が「時間がかかる」と答える割合を20%まで減らすことを目標としています。
⑧	令和4年度に満足度を知るための調査項目を検討します。調査項目決定後から調査を実施していきます。

参考資料

- ・ 成年後見制度の概要
- ・ 成年後見制度利用の流れ
- ・ 申立てに必要なもの
- ・ 成年後見人等の職務
- ・ 成年後見人等の報酬額
- ・ 意思決定支援
- ・ 別府市成年後見制度利用促進審議会委員名簿
- ・ 令和3年度別府市成年後見制度利用促進審議会経過
- ・ 別府市成年後見制度の利用の促進に関する条例
- ・ 別府市成年後見制度利用促進審議会規則

成年後見制度の概要

(1) 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力の不十分な方の権利や財産を守り、保護するために援助者を選任する制度です。自分で不動産や預貯金などの財産管理、ヘルパーや施設への入所に関する契約を結んだりすることが難しい場合があります。また、自分にとって不利益な契約であっても、判断することができずに契約を結んでしまい、悪徳商法や詐欺などの被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

(2) 成年後見制度の種類

成年後見制度には大きく分けて、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見制度	すでに、判断能力が不十分な人に代わって、法律行為をしたり、被害にあった契約を取り消したりする制度
任意後見制度	今は元気だが、将来、判断能力が不十分になった時に備えておくための制度

① 法定後見制度

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など、本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないで行った、不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

② 任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。そうすることで本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が任意後見契約で決めた事務について家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、本人を代理して契約等を行うことによって本人の意思に従った適切な保護・支援をすることが可能になります。

	後見	保佐	補助
判断能力	欠く	著しく不十分	不十分
日常的な買い物	一人でできない	一人でできる	
不動産の売買 金銭の貸し借り 高額の買い物		支払い可能かの判断が つかない	一人でできるかもしれないが、念のため援助 してもらったほうが良い
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
支援を受ける人	成年被後見人	被保佐人	被補助人
成年後見人等の同意が必要な行為		民法第 13 条第 1 項の 所定の行為と申立ての 範囲内で家庭裁判所が 審判で定める特定の法 律行為	申立ての範囲内で家庭 裁判所が審判で定める 特定の法律行為（民法 第 13 条第 1 項の所定 の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為 以外の行為	同上	同上
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関する全般的な 法律行為	申立ての範囲内で家庭 裁判所が審判で定める 特定の法律行為	同左

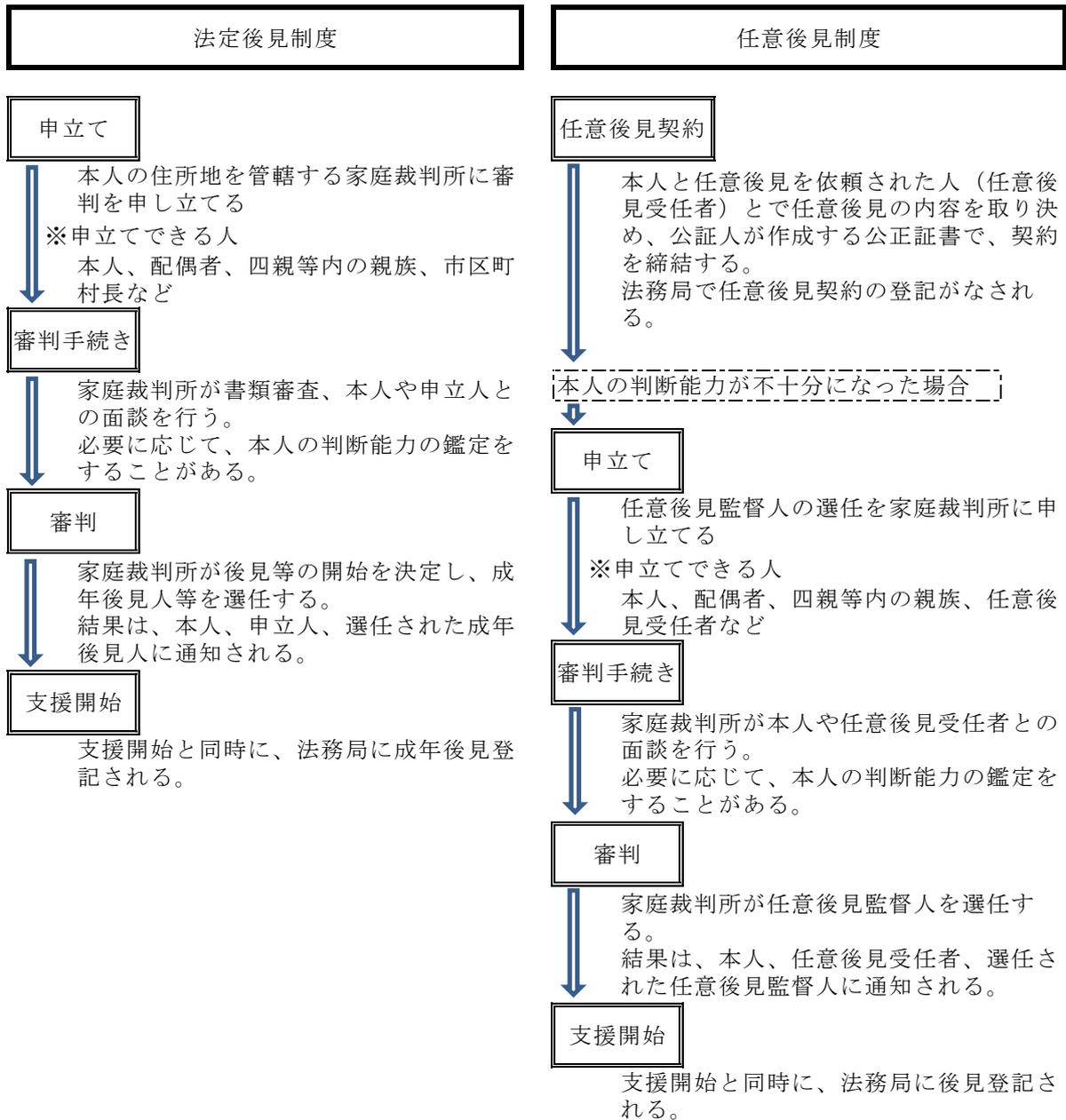
※本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合は本人の同意が必要になります。

※日用品の購入などの日常生活に関する行為は取消しできません。

※民法第 13 条第 1 項の行為

- ・借金の元本の返済を受けたり、預貯金の払い戻しを受けたりすること。
- ・金銭を借り入れたり、保証人になること
- ・不動産等の重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること。
- ・民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
- ・贈与すること、和解・仲裁合意をすること。
- ・相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。
- ・贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。
- ・新築・改築・増築や大修理をすること。
- ・一定の期間を超える賃貸借契約をすること。
- ・上記の行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人）の法定代理人としてすること。

成年後見制度利用の流れ



申立てに必要なもの

申立書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立書 ・ 申立事情説明書 ・ 本人の財産目録 ・ 収支状況報告書 ・ 後見人等候補者事情説明書
診断書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人に関する医師の診断書
戸籍などの資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍記載事項全部事項証明書（申立人、本人） ・ 申立人と本人が4親等内の親族であることを証明する戸籍 ・ 住民票又は戸籍附票（本人） ・ 住民票又は戸籍附票（候補者） ・ 成年後見に関する登記事項証明書（本人） ・ 本人の財産を証明する書類 （不動産登記事項証明書、固定資産税納税通知書、固定資産税評価証明書、 預貯金通帳や保険証書の写しなど）
諸費用など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立手数料 1件につき800円分の収入印紙 後見開始又は保佐開始の申立てのみ： 800円 保佐開始＋代理権付与の申立て： 1,600円 補助開始＋代理権又は同意権付与の申立て： 1,600円 補助開始＋代理権付与＋同意権付与の申立て： 2,400円 ・ 郵便切手 3,000円程度 ・ 登記手数料 2,600円分の収入印紙 ・ 鑑定費用 3～10万円程度（家庭裁判所が必要とした場合）

成年後見人等の職務

(1) 成年後見人等の3つの職務

① 身上監護

身上監護とは「被後見人等の生活や、健康、療養などのお世話をを行うこと」ですが、あくまでも成年後見人等の職務は、身上監護に関する「法律行為（又はこれに付随する行為）」を行うことであり、介護労働等の事実行為を含むものではありません。

身上監護の主な内容は次のとおりです。

- ア) 医療に関する事項（診療契約・入院契約・医療費の支払、医療情報の収集や情報提供等）
- イ) 住居の確保に関する事項（賃貸借契約、賃料の支払等）
- ウ) 施設の入退所及び処遇の監視・異議申立等に関する事項（施設契約、施設費支払等）
- エ) 介護・生活維持に関する事項（介護契約、生活保護申請、利用料の支払等）

成年後見人等は、これらの事項に関して、契約の締結や契約内容の確実な履行の監視、場合によっては契約相手方に対する改善を求めることとなります。また、契約内容に基づいて費用を支払うことも、当然に成年後見人等の職務となります。さらに、必要な場合には、生活保護の申請や介護保険における要介護認定に対する異議申立てを行うなどの、公法上の行為も成年後見人等の職務となります。

② 財産管理

財産管理とは、被後見人等の財産の適正な管理であり、主な内容は次のとおりです。

- ア) 印鑑や貯金通帳の保管・管理
- イ) 不動産の維持・管理（固定資産税の支払を含む）
- ウ) 保険金や年金などの受領
- エ) 必要な経費（公共料金など）の支出
- オ) 生活資金捻出のための動産及び不動産の処分
- カ) 「遺産分割協議」「遺留分減殺請求」などの法律行為

また、被後見人等は、財産管理能力が十分では無いため、同人が無断で法律行為（売買契約など）を行った場合には、被後見人等にとって不利益な結果をもたらすことが考えられます。したがって、そのような場合、被後見人等の財産を散逸させないように法律行為について取消を行うこととなります。

成年後見人等には、広範な代理権と取消権が与えられますが、被後見人所有の居住用不動産（被後見人が現に居住している不動産、又は将来後見人が帰住する可能性がある不動産）について、売却・賃貸・賃貸借の解除・取り壊し・抵当権の設定などを行う場合には、必ず家庭裁判所の事前許可が必要となります。

③ 家庭裁判所への報告

成年後見人等に選任されたら、まず家庭裁判所が指定する期間内（通常は1か月以内）に被後見人の資産や収入等の調査を行ったうえ、「後見等事務計画書」「財産目録」及び「収支状況報告書」の作成（その内容を証明する資料（預金通帳の写しなど）も添付）を行い、家庭裁判所に報告します。なお、期間内に調査を終えることが難しい場合には、家庭裁判所に「財産目録調製期間の伸長の申立て」を行い、報告期限の延長を求めることが可能です。

また、成年後見人等は、適時に（通常は1年に1回程度）、家庭裁判所へ後見等事務報告書、財産目録等を提出し、家庭裁判所の監督を受けることとなります。最後に、被後見人等が死亡した場合には、原則として終了時から2か月以内に、家庭裁判所に対し、相続人等に財産を引き継いだ上で後見終了報告を行います。

（2）成年後見人等ができない主な行為

① 事実行為

食事や排泄等の介助や清掃、送迎、病院等への付き添いなどの行為をいいます。成年後見人等は契約等の法律行為又はそれに付随する行為を行うものであり、本人に事実行為の必要が生じたときには、介護保険やその他の制度を利用し、ヘルパーなどの専門職にゆだねることになります。

なお、親族が後見人の場合、その後見人が行っている場合がありますが、これはあくまでも親族の立場で行っているものであり、後見人の職務の範囲外であることは変わりありません。

② 身元保証人・身元引受人・入院保証人等になること

福祉施設の入所契約書には、身元保証人・身元引受人を連帯保証人としている場合がありますが、成年後見人等は「財産管理」の中で入所費用の支払いをし、「身上監護」の事務を行うことが職務となっており、これらに就任することは範囲に含まれていません。

なお、親族が後見人の場合には、本人の保証人等を引き受けている場合もありますが、これはあくまでも親族の立場として引き受けているのであり、後見人の職務の範囲外であることに変わりはありません。

③ 医療行為への同意

医療行為というのは病気や怪我を治療する行為であり、予防接種や歯科治療など比較的簡単なものから、手術や延命措置等広範囲に及びます。これら本人に対する医療行為に関する判断は本人固有のもので、代理権の及ぶものではないとされています。

④ 一身専属的な権利の代理行為

結婚・離婚・養子縁組・離縁等は、本人の身上に大きな影響を与える事項であるため、本人の意思のみによってなされるべきであるとされており、成年後見人等であっても権限として付与されていません。

(3) 本人の死後の事務について

被後見人等が死亡した場合、後見等は当然に終了し、後見人等は原則その権限を喪失することになります。しかし、実務上被後見人死亡後も一定の事務（いわゆる死後事務）を行うことについて、社会通念上これを拒むことが困難なことがあります。従前、被後見人の死後事務の範囲について明確でなかったため、平成28年の民法等の一部改正により、①相続財産の保存行為、②被後見人の死体の火葬又は埋葬に関する契約等の締結などについて明文化されました（保佐人、補助人、任意後見人及び未成年後見人には、この規定の適用はありません。）。

なお、相続人が存在しない場合または法定相続人がすべての相続放棄を行った場合や、本人の財産や負債を処理する必要がある場合には、元・成年後見人等や債権者等の利害関係人等から、家庭裁判所に対し、相続財産管理人の選任の申立てを行う必要があります。

【参考：大分県市町村申立てマニュアル平成30年7月大分県成年後見制度推進連絡会議・市町村長申立マニュアル作業部会】

成年後見人等の報酬額

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができるとされています（民法862条）。報酬は申立てがあったときに審判で決定されます。報酬額の基準は法律に定めがある訳ではないため、裁判官が対象期間中の後見等の事務内容（財産管理及び身上監護）及び成年後見人等が管理する被後見人等の財産の内容等を総合考慮して裁判官の裁量により各事案における適正妥当な金額を算定し審判をしています。

（1）基本報酬

① 成年後見人

成年後見人が、通常の後見事務を行った場合の報酬（これを「基本報酬」と呼びます。）のめやすとなる額は、月額1～2万円です。

ただし、管理財産額（預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額）が高額な場合には、財産管理事務が複雑、困難になる場合が多いので、管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合には基本報酬額を月額3万円～4万円、管理財産額が5000万円を超える場合には基本報酬額を月額5万円程度とします。

なお、保佐人、補助人も同様です。

② 成年後見監督人

成年後見監督人が、通常の後見監督事務を行った場合の報酬（基本報酬）のめやすとなる額は、管理財産額が5000万円以下の場合には月額1万円～2万円、管理財産額が5000万円を超える場合には月額2万5000円～3万円とします。

なお、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人も同様です。

（2）付加報酬

成年後見人等の後見等事務において、身上監護等に特別困難な事情があった場合には、上記基本報酬額の50パーセントの範囲内で相当額の報酬を付加するものとします。

また、成年後見人等が、例えば、報酬付与申立事情説明書に記載されているような特別の行為をした場合には、相当額の報酬を付加することがあります（これらを「付加報酬」と呼びます。）。

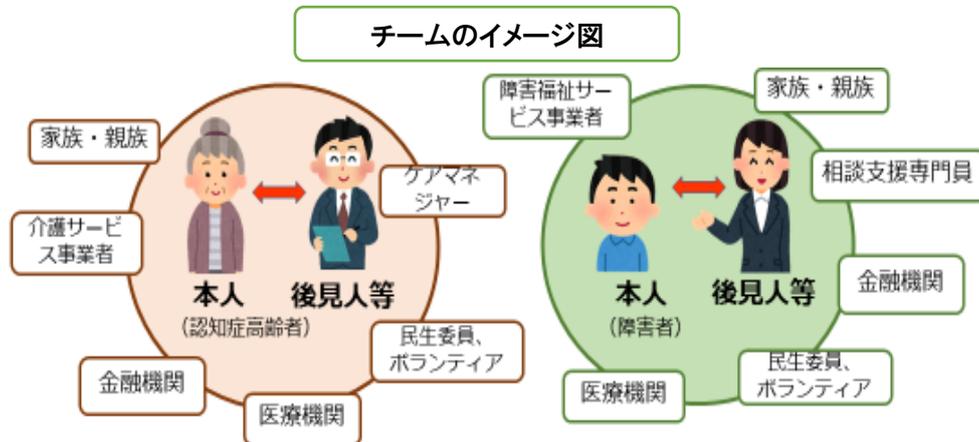
（3）複数成年後見人等

成年後見人等が複数の場合には、上記2及び3の報酬額を、分掌事務の内容に応じて、適宜の割合で按分します。

【参考：成年後見人等の報酬額のめやす平成25年1月1日付け東京家庭裁判所東京家庭裁判所立川支部発出】

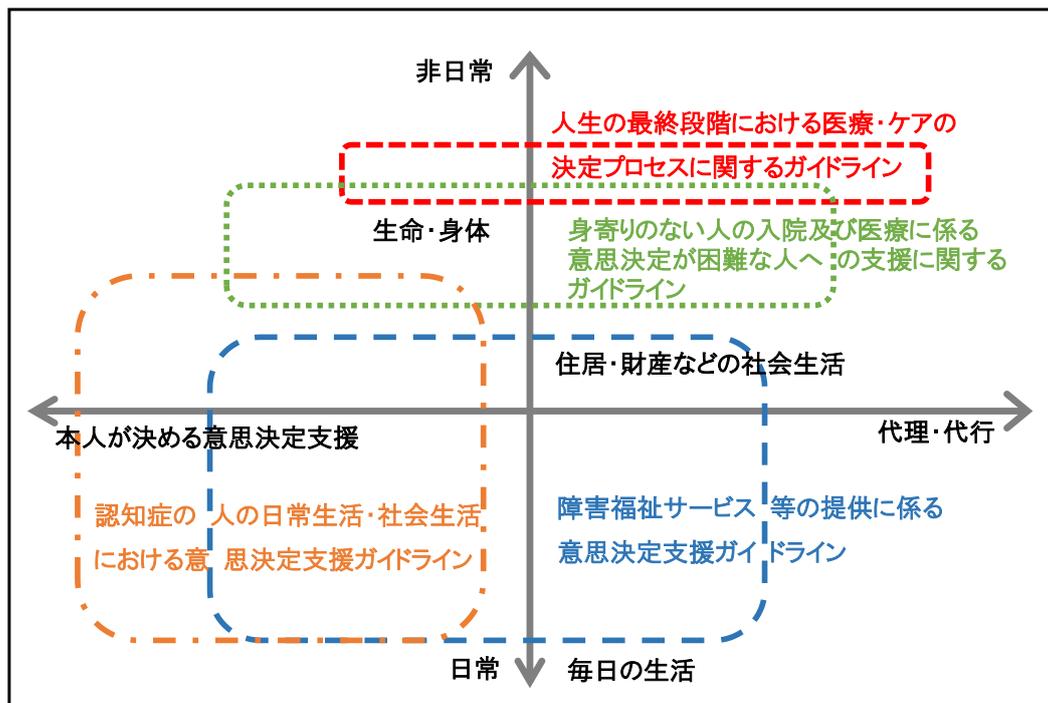
意思決定支援

意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定をしながら尊厳をもって暮らしていくことが重要となっています。本人の示した意思が他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り尊重されます。意思決定にあたっては、身近な信頼できる関係者等がチームとなって必要な支援を行う体制（意思決定支援チーム）が必要となります。



民法 858 条、876 条の 5 第 1 項、876 条の 10 第 1 項においても、後見人等が本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮することが求められています。後見人等を含め、本人が関わる支援者らが常に「意思決定の中心に本人を置く」ための意思決定の共通理解を深めるために「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が令和 2 年 10 月 30 日に策定されています。

その他、各場面における意思決定支援のためのガイドラインが公表されています。



【参考：認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン読み方と活かし方】

別府市成年後見制度利用促進審議会委員名簿

	団体名等	役 職	氏 名
1	別府市医師会	副会長	キンバ 義平 金馬
2	大分県弁護士会	弁護士	モミクラ 了胤 靱倉
3	大分県司法書士会	権利擁護委員会委員	カサオカ 和恵 笠岡
4	大分県社会福祉士会	ばあとなあ業務 監査委員	アオタ 和憲 青田
5	別府市朝日地域包括支援センター	管理者	タガワ 恵美子 田川
6	別府市民生委員児童委員協議会	副会長	トモナガ 瑤子 友永
7	別府大学	文学部 准教授	ヒヨリ ヤスヨ 日和 恭世
8	別府市社会福祉協議会	常務理事	カマホリ ヒデキ 釜堀 秀樹
9	相談支援事業所ぱれっと	室長補佐兼係長	ハンモト カズミ 橋本 和美
10	別府市役所市民福祉部	部長	タナベ ヒロシ 田辺 裕

令和3年度別府市成年後見制度利用促進審議会経過

開催日	開催場所	議事内容
第1回審議会 令和3年5月26日(水) 書面開催	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・会長・副会長の選任 ・ニーズ調査の経過報告 ・今後の審議日程 ・その他
第2回審議会 令和3年7月27日(火) 10:30～	別府市水道局 3会大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録署名委員の選出 ・別府市成年後見制度利用促進基本計画素案について ・その他
第3回審議会 令和3年9月29日(水) 13:30～	WEB開催	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録署名委員の選出 ・別府市成年後見制度利用促進基本計画素案について ・その他
第4回審議会 令和3年11月22日(月) 13:30～	別府市水道局 3会大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録署名委員の選出 ・パブリックコメントについて報告 ・別府市成年後見制度利用促進基本計画素案について ・その他
市長への報告及び計画の決定 令和4年3月		審議会最終原案の報告のとおり計画決定

○別府市成年後見制度の利用の促進に関する条例

令和3年3月12日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、市の責務を明らかにすること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等(法第2条第2項に規定する成年被後見人等をいう。以下同じ。)が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等(法第2条第1項に規定する成年後見人等をいう。以下同じ。)の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、成年後見制度の利用に係る需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

(市の責務)

第3条 市は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国や他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の協力)

第4条 成年後見人等、成年後見等実施機関(法第2条第3項に規定する成年後見等実施機関をいう。以下同じ。)及び成年後見関連事業者(同条第4項に規定する成年後見関連事業者をいう。以下同じ。)は、市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第5条 市民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第6条 市並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、法第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(以下

「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、別府市成年後見制度利用促進審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(連携ネットワークの構築等)

第8条 市長は、成年後見制度の利用の促進に関し、市の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るためのネットワークの構築及び当該ネットワークを適切に運営していくための中核となる機関の整備をするものとする。

(成年後見制度の利用に関する支援等)

第9条 市長は、成年後見制度の利用に関する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(別府市成年後見制度利用促進審議会の設置)

第10条 市に、法第14条第2項の規定により別府市成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 基本計画に関し、第7条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べること。

(4) 市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施状況を調査し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べること。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医療又は福祉の関係者

(2) 弁護士、司法書士又は社会福祉士の職にある者

(3) 識見を有する者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年別府市条例第25号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○別府市成年後見制度利用促進審議会規則

令和3年3月31日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、別府市成年後見制度の利用の促進に関する条例(令和3年別府市条例第3号)第11条の規定に基づき、別府市成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、審議会の会議に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第5条 審議会は、その所掌事務に係る専門的な事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第3条第1項及び前条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(補足)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(別府市役所事務分掌規則の一部改正)

- 2 別府市役所事務分掌規則(平成 17 年別府市規則第 24 号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略